

# 限度額適用認定証について

限度額適用認定証で窓口でのお支払いを軽減できます！



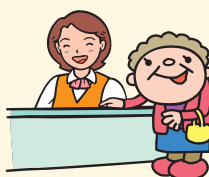
70歳未満の方について、これから高額な医療費がかかる場合に、事前に限度額適用認定証の申請をしていただき、受診時に『限度額認定証』をご提示いただくことで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。もしこの提示がない場合は、これまで通り自己負担割合で受診料をお支払いいただき、自己負担限度額を超えた分の高額療養費申請を行い、数ヶ月後に払い戻しを受けることとなります。

※マイナンバーカード(マイナ保険証)を提示される場合には、限度額適用認定証の提示は不要です。

## 計算例

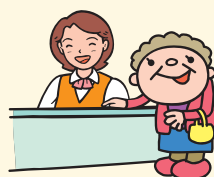
『1ヶ月の総医療費(10割):100万円、所得区分:一般、窓口負担割合:3割』の場合

限度額適用認定証を提示しない場合



医療機関窓口で3割負担の30万円支払い

限度額適用認定証を提示した場合



医療機関窓口で自己負担限度額87,430円\*支払い

高額療養費の申請



認定証の提示で、医療機関窓口でのお支払いが212,570円も軽減できます！

\*自己負担限度額⇒80,100円 + (総医療費1,000,000円 - 267,000) × 1% = 87,430円  
保険診療対象外の費用(有料個室代、食事代など)は、自己負担限度額に含まれません。  
自己負担限度額の計算方法は、19ページ「医療費自己負担限度額の計算方法」をご参照ください。

## 申請方法

必要なもの 保険証・印鑑



申請先 加入されている健康保険

## 注意

月を遡っての限度額適用認定証の発行はできません。例えば5月に申請した場合、5月1日から有効な認定証しか発行されません。入院前でも手続きが可能ですので、事前に申請しておきましょう。

健康保険によって申請方法が違う場合があります。詳しくは加入されている健康保険に確認ください。

- ◎国民健康保険にご加入の方  
お住まいの市町村役場、岩国市の方は『岩国市役所 健康福祉部 保険年金課 (0827-29-5083)』
- ◎協会けんぽにご加入の方  
全国健康保険協会(協会けんぽ) 山口支部 (083-974-0530)
- ◎その他の保険加入の方  
お勤め先の保険証担当者にお問い合わせください。

## 申請が済んだら

『限度額適用認定証』が交付されましたら、入院手続き時もしくは入院中に速やかに受付11番または12番窓口にご提示ください。(平日時間外、土・日・祝日の場合は2階救急センター受付)

## 注意

『限度額適用認定証』又は『マイナンバーカード(マイナ保険証)』を提示された月から限度額が適用されます。5月から有効な場合でも6月に病院受付へ提示されますと、5月の診療費については限度額適用外になります。